

＜一般委託＞

農業委員会サポートシステム更新業務委託 仕様書

農業委員会サポートシステム更新業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	農業委員会サポートシステムにおける各種データを最新情報へ更新するとともに、照合作業に必要な固定資産課税台帳及び住民基本台帳データを定義された形式へ変換・加工を行う。
2	履行期間	契約日から令和6年3月31日
3	施行場所	農業委員会事務局(横須賀市小川町11番地)
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	別紙のとおり
7	資格要件	(1)平成30年4月1日以降に、農業委員会サポートシステム(旧:農地情報公開システム)地図データの更新または地番図データと農地台帳データの紐付業務の契約を元請けとして受託し完了した実績があること。 (2)主任技術者は、固定資産課税台帳を取扱う業務の実績があり、かつ「個人情報保護士及び空間情報総括監理技術者」の資格を有する者。 (3)下記の法人認証を有していること。 「プライバシーマーク(個人情報保護マネジメントシステム)」 「ISO27001(ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム)」 「ISO9001(品質マネジメントシステム)」 「ISO14001(環境マネジメントシステム)」 「ISO20000-1(情報技術サービスマネジメントシステム)」
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市農業委員会事務局 日置(046-822-8508)

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

農業委員会サポートシステム更新業務委託

特記仕様書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、横須賀市（以下「委託者」という。）が実施する「農業委員会サポートシステム更新業務委託」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定め、適用するものとする。

(目的)

第 2 条 本業務は、農業委員会サポートシステムにおける各種データを最新情報へ更新するとともに、照合作業に必要な固定資産課税台帳及び住民基本台帳等を農業委員会サポートシステムに定義されている形式へデータ変換・加工を行うことを目的とする。

(準拠法令等)

第 3 条 本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）及び同法施行規則
- (2) 横須賀市個人情報の保護に関する法律 **等施行取扱規則**
- (3) 横須賀市情報セキュリティ規則
- (4) 突合用住民基本台帳 CSV ファイル・突合用固定資産課税台帳 CSV ファイル仕様書（一般社団法人全国農業会議所）
- (5) 農業委員会サポートシステム登録用地図データ作成ガイドライン（第 3.00 版）（公益団法人全国農業会議所）
- (6) その他関係法令及び通達等

(個人情報の保護)

第 4 条 別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」の記載内容を遵守すること

(契約不適合責任)

第 5 条 受託者は、本業務完了後といえども、受託者の過失等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに委託者の必要と認める修正、その他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。

(疑義)

第 6 条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者・受託者が協議のうえ、委託者の指示に従うものとする。

(成果の帰属)

第 7 条 本業務における成果については、すべて委託者に帰属するものであり、委託者の承認を受けずに複製や他への公表・貸与をしてはならない。

(参加要件)

第8条 平成30年4月1日以降に、農業委員会サポートシステム(旧:農地情報公開システム)地図データの更新または地番図データと農地台帳データの紐付業務の契約を元請けとして受託し完了した実績があること。なお、証明として当該契約書及び仕様書の写し(当該履行内容を記載した箇所)を入札参加申請書提出期間内に提出すること。

2 本業務は個人情報等の機密事項を取扱う点から、受託者は下記の法人認証を有する者とする。

- (1) プライバシーマーク(個人情報保護マネジメントシステム)
- (2) ISO27001(ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム)
- (3) ISO9001(品質マネジメントシステム)
- (4) ISO14001(環境マネジメントシステム)
- (5) ISO20000-1(情報技術サービスマネジメントシステム)

(主任技術者の要件)

第9条 本業務における主任技術者は、次の要件を満たすものを配置することとする。

- (1) 固定資産課税台帳を取扱う業務の実績を有する者。
- (2) 個人情報保護士及び空間情報総括監理技術者の資格を有する者。

第2章 業務概要

(業務概要)

第10条 本業務の業務概要は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 各台帳レイアウト変換 | 1式 |
| (2) 照合支援作業 | 1式 |
| (3) 地番図出力・紐付作業 | 1式 |

(貸与資料)

第11条 委託者は以下の資料を受託者に貸与するものとする。

なお、貸与資料等の授受については、原則 LGWAN データ交換サービスを利用することとする。

- (1) 固定資産課税台帳データ
- (2) 住民基本台帳データ
- (3) 地番図データ(令和5年1月1日時点)

第3章 業務内容

(各台帳レイアウト変換)

第12条 受託者は、委託者から提供される各台帳データについて、「突合用住民基本台帳 CSV ファイル・突合用固定資産課税台帳 CSV ファイル仕様書」が規定する定義に従って、突合用の CSV ファイルに変換し、修正するものとする。

なお、委託者から貸与する土地課税マスタデータ上に必須項目が確認できない場合は、別途、委託者と協議のもと対応するものとする。

(照合支援作業)

第 13 条 受託者は、前条で CSV ファイルに変換・修正された照合用データを用いて委託者が突合作業を行う事を支援するものとする。委託者は、全国農業会議所配布の「住基・固定突合アプリ」を使用し、固定資産課税台帳データ及び住民基本台帳データの突合作業を行う。委託者は協議により決定した期日までに照合作業完了済みのデータを受託者へ提供する。

(地番図出力・紐付作業)

第 14 条 作業内容は次のとおりとする。

(1) 地番図データ出力作業

委託者が所有する地番図データ（令和 5 年 1 月 1 日時点）を貸与し、「農業委員会サポートシステム登録用地図データ作成ガイドライン（第 3.00 版）」の「地番図出力作業」に準拠して、地番図データを出力することとする。

(2) 地番図データと台帳データの紐付作業

農業委員会サポートシステムから出力した紐付作業用地番 CSV ファイルを、「農業委員会サポートシステム登録用地図データ作成ガイドライン（第 3.00 版）」の「紐付作業」に準拠して、前項にて出力した地番図データと紐付作業を行うこととする。

なお、紐付作業の結果として、登録用地図データ紐付確認結果報告書を作成するものとする。

第 4 章 成 果 品

(成果品)

第 15 条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 照合用固定資産課税台帳データ (CSV 形式) | 1 式 |
| (2) 照合用住民基本台帳データ (CSV 形式) | 1 式 |
| (3) 登録用地図データ (Shape 形式) | 1 式 |
| (4) 紐付結果報告書 | 1 式 |

－ 以上 －

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。